

事務連絡
平成 20 年 4 月 30 日

各 保 険 医 療 機 関 御 中
保 険 薬 局

岩手県国民健康保険団体連合会
事務局長 上 戸 民 夫

診療（調剤）報酬請求書および診療（調剤）報酬明細書の取り扱いについて

平素、本会の事業運営に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして平成 20 年 5 月提出分（4 月診療分）より、下記のとおり診療（調剤）報酬請求書（以下、「請求書」という）および診療（調剤）報酬明細書（以下、「明細書」という）を取り扱いますのでお知らせいたします。

記

I 請求書について

1 国民健康保険請求書について

- ① 平成 20 年 3 月 31 日付事務連絡でお知らせしたとおり、当分の間、旧様式をそのまま使用して差し支えありません。なお、旧様式を使用する場合、OCR 処理で各保険医療機関の請求書フォームを登録していることから、老人保健に斜線などの取り繕いや語句の訂正はされないようお願いいたします。
- ② 新たに請求書を作成する場合は、一般被保険者および退職者の「03 3 歳未満」を「03 6 歳未満」に、「70 70 歳以上 9 割」を「70 70 歳以上 一般・低」と、表示をしていただきますようお願いいたします。フォームについては変更ありません。

2 後期高齢者医療請求書について

- ① 請求書の用紙の色は黄色となります。
- ② 平成 20 年 3 月 31 日付事務連絡で「市町村 殿について後期高齢者医療保険者番号に対応する市町村名を記入して下さい。」と通知しておりましたが、**県外分の請求書の市町村名欄は「〇〇県広域連合殿」と表記をすることに変更いたしますので、ご協力いただきますようお願いいたします。**（県外分のみ、市町村名の表記は必要ありません）

【例】仙台市青葉区（保険者番号 39041017）と石巻市（保険者番号 39042023）の 2 冊を県外分として請求する場合の請求書の記載例

平成 20 年 4 月分		後期高齢者医療診療報酬請求書						
市町村	宮城県広域連合 殿							
保険者 番号	3	9	0	4	1	0	1	7

平成 20 年 4 月分		後期高齢者医療診療報酬請求書						
市町村	宮城県広域連合 殿							
保険者 番号	3	9	0	4	2	0	2	3

※診療報酬請求総括票（後期分）の記載は「請求先名（県外）」欄の「宮城 2 冊」、「請求冊数」欄の「県外 2 冊」と記入することになります。

- ③ 各保険医療機関及び調剤薬局の後期高齢者医療請求書の OCR フォーム登録を行いますので、**5 月提出時に請求書サンプルのご提供をお願いします。**サンプルの記載事項は保険医療機関コード番号、保険医療機関の所在地及び名称電話番号、開設者氏名を必須とし、そのほかの項目については任意といたします。

- 3 特定施設入居時等医学総合管理料を算定した場合は「44 在宅時医学総合管理料」欄に集計をしてください。

II 明細書について

- ① 当分の間、旧様式をそのまま使用しても差し支えありません。本会では、「3 老人」を「3 後期」、「3 3歳入」を「3 6歳入」、「4 3歳外」を「4 6歳外」、「7 高入9」を「7 高入一」、「8 高外9」を「8 高外一」に読み替えいたしますので、取り繕いは行わないで下さい。
- ② 氏名欄の生年月日について、請求省令により月日まで記載することに変更になりましたのでご注意ください。※参考—記載要領では「該当する元号を○で囲み、生まれた年月日を記載すること。電子計算機の場合は、元号については「1 明」、「2 大」、「3 昭」、「4 平」と記載すること。」となっております。

III その他

後期高齢者医療請求事務に関して、これまでに寄せられたご質問を紹介いたします。

- Q 1 保険者番号は明細書のどこの欄に記載するのか。
- A 1 右上の保険者番号の欄に記載してください。なお、保険者番号は法別番号（後期高齢者医療制度）「3 9」、都道府県番号「2 桁（岩手県は0 3）」、市町村番号「3 桁」、検証番号「1 桁」の8桁で構成されています。
- Q 2 被保険者番号の前に「・（中点）－（ハイフン）」は必要か。
- A 2 必要ありません。なお、被保険者番号は8桁となっております。
- Q 3 診療開始日は新しくしなければならないのか。
- A 3 記載要領では、「同月中に保険種別等の変更があった場合には、その変更があった日を診療開始日として記載し、「摘要」欄にその旨を記載すること。ただし、老人医療から後期高齢者医療への変更については、診療開始日の変更をしなくても差し支えないものであること。」とされております。
- Q 4 75歳の誕生日から後期高齢者医療の被保険者となるが、当月分の明細書の請求はどうすればよいのか。
- A 4 月の途中において保険者番号の変更があった場合は、保険者番号ごとに、それぞれ別の明細書を作成することになっています。後期高齢者の被保険者証が月の途中に発行されること等により給付額を調整する必要がある場合も同様となります。なお、それぞれ別の明細書を作成する場合は、「変更後の明細書の「摘要」欄にその旨を記載すること。」とされております。
- Q 5 老人医療受給者に3月31日に発行された処方箋を4月1日に調剤した場合の請求方法はどうなるか。
- A 5 3月31日の医療分は老人保健、4月1日以降の調剤分は後期高齢者医療での請求となります。処方箋には後期高齢者医療の保険者番号及び被保険者番号の記載がないことから、調剤薬局において被保険者証の確認や、不明の場合は後期高齢者医療広域連合または該当市町村への照会をお願いいたします。

担当：岩手県国民健康保険団体連合会 審査管理課 電算係
TEL 019-623-0951 FAX 019-623-4347
ホームページアドレス http://www.iwate-kokuho.or.jp/